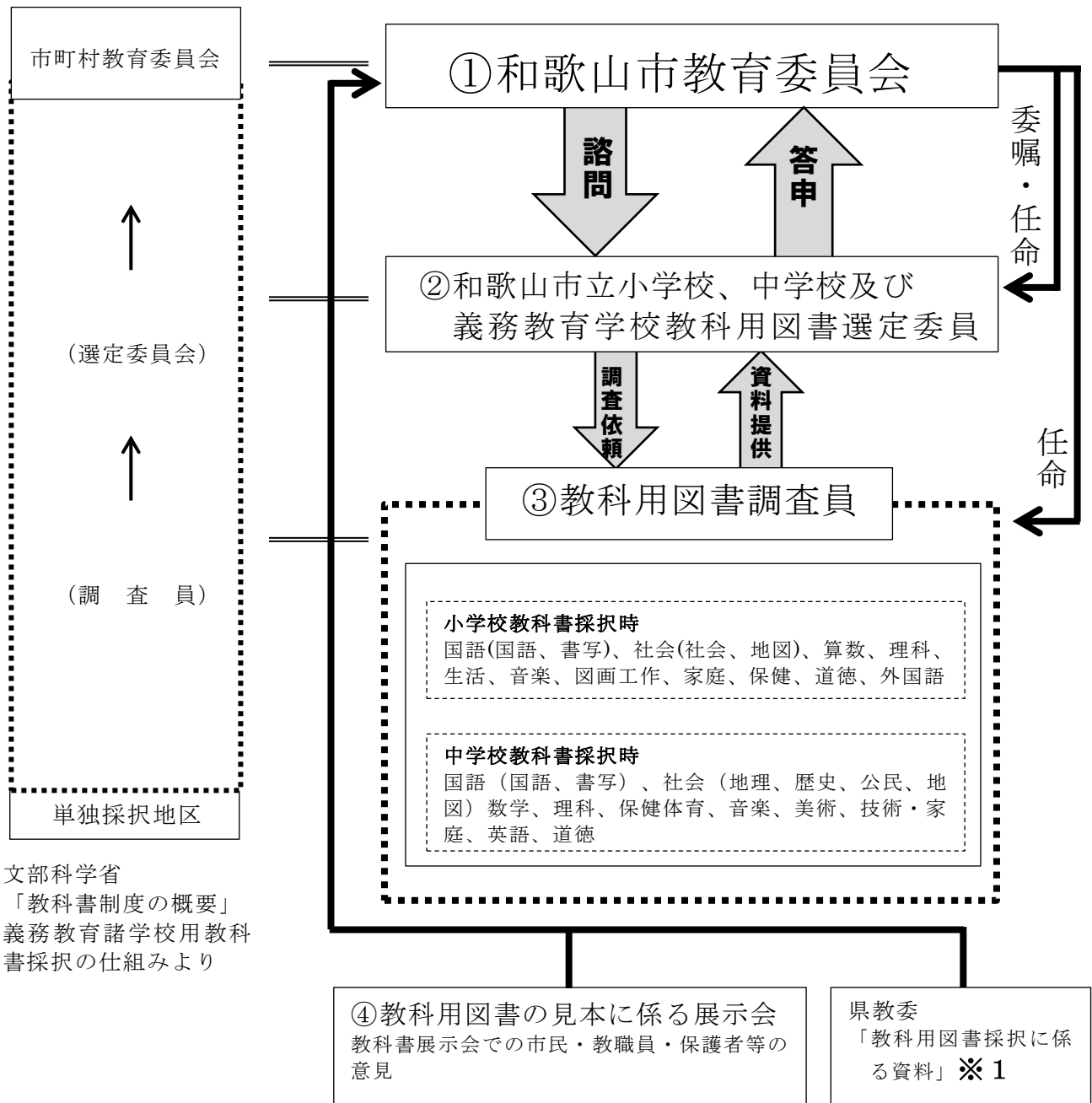


和歌山市の教科書採択の仕組み



※1の資料は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律において、都道府県の教育委員会の責務として、「教科用図書の採択の適正な実施を図るため、市町村の教育委員会等の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。」と示されていることから、和歌山県教科用図書選定審議会が行った答申に基づき、和歌山県教育委員会より和歌山市教育委員会に送付される。